

---

# グリーン調達 運用ガイドライン

2020年10月

東芝ITコントロールシステム株式会社

## 【目次】

目次	1
1. はじめに	2
2. 東芝グループの環境基本方針	2
3. 本ガイドラインの趣旨	3
4. 東芝グループのグリーン調達基準	3
4. 1 環境管理システム（EMS）の構築	3
4. 2 調達品の含有化学物質の管理	3
4. 3 東芝グループ環境関連物質リスト	3
東芝グループ環境関連物質リスト	
表2 ランクA 禁止物質（群）	4
表3 ランクB 管理物質（群）	6
5. 調達取引先様へのお願い事項	7
5. 1 調達取引先様での環境保全の推進	7
5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給	7
5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結	7
5. 4 本紙の取り扱い上の注意	7
6. 各種調査方法について	8
6. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査	8
6. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査	9
6. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査	9
6. 3. 1 宣言書／調査書 提出要領	10
6. 3. 2 宣言書／調査書 記入要領	10
6. 3. 3 SVHC報告書 提出／記入要領	14

### 付属資料

・ 様式1 環境保全評価リスト	16
-----------------	----

### 別冊

#### 環境関連物質（ROHS物質追加版）使用／不使用宣言書

URL：<https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/rohsadd.xls> 参照

#### 環境関連物質（ROHS以外禁止物質／管理物質）使用／不使用調査書

URL：<https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/others.xls> 参照

#### REACH SVHC 含有情報報告書／SVHC 含有納入品リスト

URL：<https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/SVHC.xls> 参照

#### 欧州REACH規則 高懸念物質（SVHC）一覧表

URL：<https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/svhc.pdf> 参照

## 1. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR(企業の社会的責任)活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン2050を策定し、2050年のあるべき姿からバックキャストिंगして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 東芝グループ環境基本方針

東芝グループは、「“かけがえのない地球環境”を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊かな価値の創造と地球との共生を図ります。脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会をめざした環境活動により、持続可能な社会の実現に貢献します。

### ◆環境経営の推進

- ・ 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動を推進します。
- ・ 事業活動、製品・サービスにかかわる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目標を設定して、環境活動を推進します。
- ・ 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
- ・ 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
- ・ 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
- ・ グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

### ◆環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

- ・ 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
- ・ ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
- ・ 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、調達、製造、物流、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。
- ・ 持続可能な社会の実現のため、社会に与える価値や意義を考え、将来を見据えた環境技術の開発に努めます。

### ◆信頼されるパートナーとして

- ・ 地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
- ・ 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

### 3. 本ガイドラインの趣旨

東芝グループでは、東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等(以下、納入品)について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

東芝グループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

### 4. 東芝グループのグリーン調達基準

東芝グループでは、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝グループ共有のグリーン調達基準を定め、東芝グループのグリーン調達を推進しています。

#### 4.1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝グループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システム(EMS)を運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

#### 4.2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(\*1)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

(\*1) JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、

アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。

活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL: <https://chemsherpa.net/>

#### 4.3 東芝グループ環境関連物質リスト

東芝グループでは、「東芝グループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、

「ランクA: 禁止物質(群)」と「ランクB: 管理物質(群)」の

2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

表1 東芝グループ環境関連物質区分

区分	判断基準	該当物質(群)
ランクA (禁止物質(群))	東芝グループにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	表2
ランクB (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	表3

東芝グループ環境関連物質リスト

表2 ランクA 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 100 ppm(*1、*2)
A04	六価クロム化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A06	水銀及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質(例:CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB類)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBDE類)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB類)	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	意図的添加の禁止
A13	一部(炭素鎖長10~13)の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニルスズ(略称:TPT)	意図的添加の禁止
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(略称:TBTO)	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:エンドリン)	意図的添加の禁止
A19	黄りん(例:マッチの火薬に含有している場合がある)	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名:クロルデン又はヘプタクロル)	意図的添加の禁止
A21	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	意図的添加の禁止
A23	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名:DDT)	意図的添加の禁止
A24	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:ディルドリン)	意図的添加の禁止
A25	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名:トキサフェン)	意図的添加の禁止
A26	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	意図的添加の禁止
A27	β-ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的添加の禁止

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A30	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A31	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止
A32	ベンゼン	意図的添加の禁止
A33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名: マイレックス)	意図的添加の禁止
A35	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名: ケルセン又はジコホル)	意図的添加の禁止
A36	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名: 六塩化ブタジエン)	意図的添加の禁止
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名: PFOS)又はその塩	意図的添加の禁止
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名: PFOSF)	意図的添加の禁止
A39	ポリ塩化ターフェニル(略称: PCT類)	意図的添加の禁止
A40	三置換有機スズ化合物(A14, A15を除く)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3)
A41	フマル酸ジメチル(略称: DMF)	意図的添加禁止
A42	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A43	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止
A44	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止
A45	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	意図的添加の禁止
A46	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 <sup>2, 6</sup> . 0 <sup>3, 9</sup> . 0 <sup>4, 8</sup> ]デカン-5-オン(別名: クロルデコン)	意図的添加の禁止
A47	ジオクチルスズ化合物(略称: DOT)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3, *4)
A48	ジブチルスズ化合物(略称: DBT)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3, *4)
A49	エンドスルファン(6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキンド)、(別名: ベンゾエピン)	意図的添加の禁止
A50	ヘキサブロモシクロドデカン(略称: HBCDD)	意図的添加の禁止
A51	一部の芳香族炭化水素(PAHs)	人体に触れる部分 かつ 1 ppm(*4)
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称: DEHP)	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm(*5)
A53	フタル酸ジブチル(略称: DBP)	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm(*5)
A54	フタル酸ブチルベンジル(略称: BBP)	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm(*5)
A55	フタル酸ジイソブチル(略称: DIBP)	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm(*5)

意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(\*1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

- ( \* 2 ) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- ( \* 3 ) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- ( \* 4 ) 欧州REACH規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。  
ただし、欧州REACH規則付属書XVII記載の適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- ( \* 5 ) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。  
納入禁止の開始時期は、納入品ごとに個別に設定します。

**表3 ランクB 管理物質(群)**

番号	物質(群)名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤(PBB類(A08)及びPBDE類(A09)を除く)
B05	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)
B06	フタル酸エステル類(DEHP(A52)、DBP(A53)、BBP(A54)、DIBP(A55)及び(B12)で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン(略称:PFC類)
B10	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC類)
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)( * 6)
B13	赤りん(樹脂中の難燃剤用途)

- ( \* 6 ) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。  
分母は、納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

## 5. 調達取引先様へのお願い事項

弊社、東芝ITコントロールシステム株式会社(以下、東芝ITC)では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。

### 5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み(環境方針策定・システム整備・教育実施等)をお願いします。

### 5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築  
JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】をご参照願います。
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達(グリーン調達)の実施
- (3) 弊社、東芝ITCからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

(注) ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

補足: JAMP【製品含有化学物質管理ガイドライン】は、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報の授受が適切かつ確実に行われるように組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたものです。

(扱う製品や工程、業態などにより、最適な管理の方法は異なりますので、リスクに応じた適切な管理方法を自ら検討/実践/継続的に維持・改善することが必要です。)

### 5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。  
また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

### 5.4 本紙の取り扱い上の注意

本紙(グリーン調達運用ガイドライン)では、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を法令遵守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及していません。個別の遵守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしていません。

## 6. 各種調査方法について

### 6.1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。

願います調査は、主に以下の項目で、【様式1】環境保全評価リストを使用します。

<調査項目> ① 外部認証に関する項目

ISO 14001 外部認証を取得している、または取得計画があること。または、「エコアクション21」(※)などのISO以外の環境マネジメントシステム外部認証を取得している、または取得計画があること。  
(※) <http://www.ea21.jp/ea21/> 「エコアクション21」は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度です。

② グリーン調達活動に関する項目

- ・東芝 ITC グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している。
- ・東芝 ITC グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応していること。
- ・生物多様性保全に取り組んでいること。「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していること。
- ・グリーン調達活動を実施していること。環境保全活動を実施している取引先との取引を優先していること。また、環境配慮した調達品を優先していること。

③ 製品含有化学物質管理に関する項目

- ・環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動を推進していること。
- ・環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されていること。

④ 環境保全活動に対し、次の23項目の取り組みが積極的になされていること。

1. 環境保全に関する企業理念があること。
2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある。
3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約していること。
4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約していること。
5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能であること。
6. 環境方針が定期的に見直されていること。
7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されていること。
8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められていること。
9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められていること。
10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
16. 納入荷姿の改善梱包のリユース化リサイクル化運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいること。
17. 製品アセスメントの仕組みがあること。
18. 緊急事態への対応の仕組みがあること。
19. 不適合に対応するための是正処置および予防処置の手順があること。
20. 環境に関する内部監査の仕組みがあること。
21. 環境関連の教育・訓練を実施していること。
22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理していること。
23. 自社の環境保全に関する情報を公開していること。

(注)個別調査に際しては、項目を追加して調査を願います場合があります。

<選定基準> 取引先様の選定に当たっては、品質(Q)・価格(C)・納期(D)・サービス(S)に加え、取引先様の環境保全活動への取り組み状況を取引先様の業態により、事務所/工場/取り扱いメーカー単位などで評価します。上記の評価項目に基づく評価点合計を下記によりランク分けし、評価ランクSまたはAの取引先様からの調達を優先します。

表4 環境保全活動評価ランク

ランク	評価点合計	評価	選定基準
S	170点または外部認証取得または計画有り(※)	優良	優先取引
A	155点 ~ 170点未満	良好	
B	100点 ~ 155点未満	要改善	改善要請、指導支援を前提
C	50点 ~ 100点未満		
D	50点未満		

(※) 取得計画有りは、1年以内の場合で認証機関決定を条件とします。

## 6.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査する場合があります。

<調査項目>

調査には、JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート】や品質管理状況確認と同様の監査に準じて確認します。

## 6.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、主に以下の項目です。

本ガイドラインで定める調査様式としては表5を使用します。

注)：事業部、事業場により、異なる様式で調査をお願いすることがあります。

その際は、本紙と異なる部分など提出要領や記入要領について都度説明します。

<調査項目>

- (1) 環境関連物質として、欧州RoHS指令適合のための確認
- (2) 環境関連物質として、本紙4.3環境関連物質[ランクA 禁止物質(群)][ランクB 管理物質(群)]の確認
- (3) 本紙4.3環境関連物質[ランクB 管理物質(群)]の内、REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC: \*1)の含有有無の確認
- (4) 欧州REACH規則対応の化学物質(群)含有量調査 (chemSHERPA フォーム(\*2)他)
- (5) 各種分析評価結果の調査

表5 様式と調査範囲

No.	様式	名称	調査範囲
1	様式5-1	環境関連物質(RoHS物質追加版)使用/不使用宣言書	RoHS指令対象…10項目 注1
	様式5-2	同上 対象品追加表	
2	様式3-1	環境関連物質(RoHS以外禁止物質/管理物質)調査書	RoHS指令対象物質とREACH規則SVHC…別冊一覧表による(*3)以外の禁止物質(群)/管理物質(群)
	様式3-2	同上 対象品追加表	
3	様式4-1	REACH SVHC含有情報報告書	REACH規則SVHC…別冊一覧表による(*3)
	様式4-2	REACH SVHC含有納入品リスト	

注1: 従来の6項目版RoHS宣言書(様式2)を削除し、

RoHS指令追加物質: 表2のA52~A55、フタル酸エステル類(DEHP, BBP, DBP, DIBP)を対象にした様式5に統合します。(様式の番号は繰り上げず、様式2を欠番とします)

この宣言書/調査書/報告書は、別冊として下記のURLにてExcelファイルを公開します。

宣言書URL: <https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/rohsadd.xls>

調査書URL: <https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/others.xls>

報告書URL: <https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/SVHC.xls>

ファイルシートの説明

No.1 は、上記【様式5-1】宣言書と【様式5-2】対象品追加表の他に

【付表-1】適用除外用途(付属書Ⅲ)と【付表-2】適用除外用途(付属書Ⅳ)と変更履歴があります。

No.2 は、上記【様式3-1】調査書と【様式3-2】対象品追加表の他に

【付表-1】禁止物質(群)と【付表-2】管理物質(群)と変更履歴があります。

No.3 は、上記【様式4-1】SVHC含有報告書と【様式3-2】SVHC含有納入品リストの他に

SVHC含有納入品リスト(記入例)があります。

(\*1) 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

(\*2) chemSHERPA フォームとは、製品含有化学物質の情報伝達共通スキームです。

(\*3) 欧州REACH規則SVHCは、項目追加が行われるため、高懸念物質(SVHC)一覧表を別冊とします。

URL: <https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/svhc.pdf> に掲載しますのでご参照願います。

### 6.3.1 宣言書／調査書 提出要領

#### (1) 宣言書の送付

弊社の調査部門から、部品等の形名毎に使用／不使用宣言書をメールなどで送付します。

#### (2) 対象化学物質(群)の含有有無の調査

対象品の対象化学物質(群)調査。

#### (3) 回答書提出

弊社の調査部門から依頼された方法に合わせてご回答をお願いします。

#### その他注意事項

- ① 部品の代替検討や新規部品採用判断用のため、回答は指定期日までにお願いします。
- ② 指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。  
なお、回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③ 回答書の提出は、基本的に弊社購入単位(部品コード)とします。  
ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。
- ④ ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ⑤ 製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品に対して、調査依頼が出された場合には、回答内容と合わせて製造中止欄もご回答ください。

### 6.3.2 宣言書／調査書 記入要領

環境関連物質(RoHS物質追加版)使用／不使用宣言書【様式5-1】と

環境関連物質(RoHS以外禁止物質／管理物質)使用／不使用調査書【様式3-1】は、次の要領で記入願います。

#### (1) 【様式5-1】／【様式3-1】共通

##### ① ご記入に際して

- ・調査書は、極力貴社または部品・ユニット・材料のメーカーにてご記入願います。
- ・対象品の製造拠点および供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できる内容でご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合は、最も悪い条件でご回答願います。

##### ② 会社名、回答者欄

- ・会社名は略称ではなく正式名称をご記入願います。
- ・記入者の所属・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。  
[ご回答内容に関する質問などがある場合の連絡先とさせていただきます。]

##### ③ 回答日、責任者欄

- ・回答日は、ご回答される日を西暦でご記入願います。
- ・回答責任者の会社名・部署名・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。
- ・責任者欄の会社名・部署名・役職は、記入者と責任者が同じ場合でもご記入願います。
- ・宣言書は、社印または、責任者の部門印を捺印してください。調査書は捺印不要です。

##### ④ 備考欄

- ・含有化学物質を含有しない代替品の有無や代替品リリース時期などをご記入願います。  
欄内に記入しきれない時は、別紙を添付してください。  
(代替品の情報は、手配実績確認の上、採用の検討に利用しますのでご協力をお願いします。)
- ・化学物質毎のコメント欄の補足や下記⑤の説明なども記入可能。

##### ⑤ 製造中止欄／製造中止時期(予定)欄

- ・対象品が既に製造中止かまたは製造中止時期が決定している場合、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期を年月日でご記入願います。  
(製造中止であっても可能な限り、含有有無等の回答欄をご記入願います。)

※弊社から依頼する案件については様式5、3に記載されている『東芝部品コード』を『東芝ITC部品コード』へ依頼又は回答時に記載を修正し運用するものとします。

## (2)【様式5-1】

### ①「1. 対象品」欄

- ・同一シリーズであっても、「2. 回答欄」の内容が異なる場合には、本宣言書を分けてください。
- ・東芝ITC部品コード／手配コード欄は、コードがある場合に弊社で記入しますが別紙リストなどでご記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
- ・品名・メーカー名・メーカー型番・シリーズ名欄は、部品・ユニット品の場合は、各項目に記入してください。樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、メーカー型番・シリーズ名の項目に対象品を特定できる情報を記入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式5-2】対象品追加表にご記入の上、添付してください。  
この場合、【様式5-1】の「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入して下さい。

### ②「2. 回答欄」

- ・含有有無は、意図的添加か否かに関わらず閾値限界を超えて含有する部位が存在する場合、有りと判定してください。(閾値限界は、次ページ補足1に示します。)
- ・物質毎の「含有有無」は「有・無」のいずれかを選択、「RoHS指令適合判定」欄は、「適合・不適合」のいずれかを選択してください。[初期設定にて、含有“有”・“不適合”を設定済み]
- ・物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度 \* 1 (ppm)、コメント欄、備考欄をできる限りご記入願います。
- ・RoHS指令の適用除外用途の場合、コメント欄の「適用除外用途番号または不純物」を選択して、含有部位・用途などの説明をご記入願います。  
【付表-1】適用除外用途(付属書Ⅲ)と【付表-2】適用除外用途(付属書Ⅳ)を参照してください。
- ・コメント欄の含有部位・用途の記入例については次ページ補足2を参照してください。
- ・製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品の回答は、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期(予定)欄に製造中止または予定時期を記入してください。  
(なお、製造中止であっても、可能な限り含有有無等をご回答願います。不明の場合は、RoHS指令適合判定欄を“不適合”と判定してください。)
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡し、事情を説明してください。

補足1: 閾値限界

特定有害物質の含有濃度の閾値限界は、表6のとおりです。

RoHS指令対象の判定は、意図的添加か否かに関わらず下記の閾値により判定してください。

特定有害物質の含有濃度は、製品または部品等の均質材料における特定有害物質の含有率です。

(“均質材料”とは、組成全体が均一な状態を示し、機械的にこれ以上分離不可能な状態の材料とします。はんだ、塗装などは分離可能なので、電子部品とはんだや鋼材と塗装など別々に判断が必要です。)

表6 特定有害物質RoHS指令対象と閾値限界

NO.	特定有害物質(※金属にはその合金を含みます)	閾値限界(質量% <sub>*1</sub> )	(ppm)
1	カドミウム及びその化合物※	0.01	100
2	六価クロム化合物※	0.1	1000
3	水銀及びその化合物※	0.1	1000
4	鉛及びその化合物※	0.1	1000
5	ポリブロモビフェニル類(PBB類)	0.1	1000
6	ポリブロモジフェニルエーテル類(PBDE類)	0.1	1000
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(略称:DEHP)	0.1	1000
8	フタル酸ジブチル(略称:DBP)	0.1	1000
9	フタル酸ブチルベンジル(略称:BBP)	0.1	1000
10	フタル酸ジイソブチル(略称:DIBP)	0.1	1000

注1: 今回の改訂でRoHS指令追加物質: 表2のA52~A55、フタル酸エステル類(DEHP, BBP, DBP, DIBP)を対象に追加しました。

\*1 質量% = 対象含有物質の質量/素材質量

例: 鉛の含濃度(質量%) = はんだに含有する鉛の質量 / はんだの質量

上記の表のように一般的な0.1質量%を1000ppmとして扱います。

なお、法律などによって欧州RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令に対する具体的な指示が出された場合にはこの法律に従います。

補足2: 含有部位、含有目的の記入例

【含有部位】

含有部位とは、部品の構成部位の中で特定有害物質を含有している部位のことです。

含有部位の名称は、仕様書、図面に記載している名称、調達先での呼び方等、一般的な名称でご回答ください。また、同一物質が複数の部位で含有されている場合は、物質毎に複数行用意していますので、それぞれご記入ください。書ききれない場合は、主要な含有部位をご記入ください。この場合、コメント欄や備考欄にて記載した以外にも含有部位があることをご記入願います。なお、部位については、次に一例をあげます。

<部位の例>

・調査対象物が単一電子部品の場合には、当該部品の構成図面、構成材料リスト等で記載されているものを部位とします。

例1) 積層セラミックコンデンサ中のセラミック材料、内部電極材料及び外部電極材料

例2) 電解コンデンサ中のリード線、電解液、シーリング材及び電極箔

例3) スイッチ中のゴム接点、バネ及びプラスチックカバー

・調査対象物がシステム構成部品、ユニット品(機器製品、組立て電子部品など)の場合には、当該部品(製品)の構成図面、部品リストなどに記載されている単部品の部位とします。

例) プリント基板、組立て用はんだ

【含有目的】

含有している化学物質の目的、その化学物質を使用した意図を簡単にご記入ください。

例1) 安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、防錆、はんだ成分

例2) 主成分、熱安定性向上、電気特性向上、機械特性向上

例3) 不純物(意図的な含有でないことが明確な場合)

### (3)【様式3-1】

#### ① 「1. 対象品」欄

- ・同一シリーズであっても、「2. 回答欄」の内容が異なる場合には、本調査書を分けてください。
- ・東芝ITC部品コード／手配コード欄は、コードがある場合に弊社で記入しますが別紙リストなどをご記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
- ・品名・メーカー名・メーカー型番・シリーズ名欄は、  
部品・ユニット品の場合は、各項目に記入してください。  
樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、メーカー型番・シリーズ名の項目に対象品を特定できる情報を記入してください。
- ・製品の単位は、調査報告の単位として「個／g／kg／mm／m／cm<sup>2</sup>／m<sup>2</sup>／cc／ $\frac{mm^3}{g}$ ／m<sup>3</sup>」から選択してください。
- ・製品質量は、上記の単位あたりの質量を記入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式3-2】対象品追加表にご記入の上、添付してください。  
この場合、【様式3-1】の「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入して下さい。

#### ② 「2. 回答」欄

- ・禁止物質群A01～A15、A52～A55は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。  
その他の禁止物質(RoHS指令対象物質以外)は、【付表-1】禁止物質(群)から番号と物質(群)名を記入して、含有欄の「有」を選択してください。含有無しの場合は「有」を削除してください。  
含有有の場合は、含有濃度と含有部位、用途を記入してください。
- ・管理物質群B01, 04, 07は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。
- ・製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品の回答は、  
製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期(予定)欄に製造中止または予定時期を記入してください。  
(なお、製造中止であっても、可能な限り含有有無等をご回答願います。不明の場合は、初期設定含有“有”のまま、備考欄に理由をご記入願います。)
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡し、事情を説明してください。

### 6.3.3 SVHC報告書 提出／記入要領

REACH SVHC 含有情報報告書【様式4-1】と

REACH SVHC 含有納入品リスト【様式4-2】は、次の要領で提出願います。

#### (1) 報告書の提出依頼

弊社の調査部門から、定期的(最低でも1回/年)に報告依頼をメールなどで送付します。(SVHC追加などへの対応)または、不定期の客先要求などにより個別対象部品を指定して依頼する場合があります。

#### (2) SVHC含有有無の調査

製品含有化学物質管理として、情報の把握を実施していただき、追加されたSVHCの含有の有無を調査。

#### (3) 報告書提出

調査結果により、以下の報告をお願いします。

- ① 全ての納入品で意図した含有及び既知の含有は無し。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の

(1)お取引先様情報欄を入力し、(2)SVHC含有納入品の有無欄のNo. 1を選択してください。

(注)初期設定としてNo. 2含有が有るを選択してあります。選択漏れが無い様注意してください。

- ② 納入品に意図した含有または既知の含有が有る。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の

(1)お取引先様情報欄を入力し、(2)SVHC含有納入品の有無欄のNo. 2が選択されていることを確認してください。

(3)SVHC含有情報に記載の情報を下記のいずれかの方法で回答をお願いします。

・JAMPが提供するフォーム(chemSHERPAフォームやAIS, MSDSplus)による回答。

前述4. 2項を参照

・【様式4-2】 REACH SVHC 含有納入品リストによる回答。

このリストによる回答の場合は、SVHC含有納入品リスト(記入例)のシートを参照の上、入力してください。

※弊社から依頼する案件については様式4に記載している『東芝部品コード』を『東芝ITC部品コード』へ依頼時に記載修正し運用するものとします。

## 付属資料

**【様式1】 環境保全評価リスト**

太枠内をご記入下さい。

取引先コード			
貴社名	発行日 (YYYYMMDD)		
所在地	承認者 (役職・氏名)		印
本社住所	e-mail アドレス		
業 態	メーカ	e-mail アドレス	印
	その他		
電話番号	評価者 (役職・氏名)		
FAX	e-mail アドレス		

(注1) 取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカの評価も実施していただき、それぞれ報告してください。

(注2) 業態欄は、該当項目の左側に○を記入してください。その他は、右側に具体的にご記入下さい。(役務/ソフト設計など)

(注3) 本報告内容についてエビデンスのご提供をお願いする場合があります。

《メーカ》	取引先コード	
会社名		
所在地		
本社住所		

**(1) 外部認証に関する項目** 外部認証は、ISO14001またはエコアクション21などのISOに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。

評価項目	YES/NO	認証取得日(最終更新日)など YYYY/MM/DD	認証機関	認証 No.
外部認証を取得済みである		認証取得日 最終更新日( )		
外部認証の取得計画がある (但し、回答日以降 1 年以内に限定)		審査予定日		

取得計画有りは、認証機関が決定していること。(未定の場合はNOとする)

[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

**(2) グリーン調達活動に関する項目**

評価項目	YES	NO	開始した時期/開始予定日 (YYYY/MM/DD)	評点
1. グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している	10	0		
2. グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応している	10	0		
3. 生物多様性保全に取り組んでいる	10	0		
4. グリーン調達を実施している	15	0		

**(3) 製品含有化学物質管理体制に関する項目**

評価項目	YES	NO	開始した時期/開始予定日 (YYYY/MM/DD)	評点
5. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動が推進されている	5	0		
6. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されている	5	0		

**補足説明:(2)グリーン調達活動に関する項目について**

- 生物多様性保全の取り組みは、「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していることとします。
- グリーン調達活動の実施とは、環境保全活動を実施している取引先との取引と環境配慮した調達品を優先していることとします。

**補足説明:(3)製品含有化学物質管理体制に関する項目**

- No. 5、6は、JAMPが提供する最新の「製品含有化学物質ガイドライン」をご参照願います。

**【様式1】 環境保全評価リスト**

太枠内をご記入下さい。

**(4)環境保全活動に関する項目（上記(1)外部認証に関する項目で取得済みの場合記入は必須ではありません）**

評価項目		YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5	0	
	2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある。	5	0	
	3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5	0	
	4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5	0	
	5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5	0	
	6. 環境方針が定期的に見直されている。	5	0	
組織・計画	7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5	0	
	8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5	0	
	9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5	0	
環境側面システム	10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5	0	
	17. 製品アセスメントの仕組みがある	5	0	
	18. 緊急事態への対応の仕組みがある	5	0	
	19. 不適合に対応するための是正処置および予防保全の手順がある	5	0	
	20. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5	0	
情報公開・教育	21. 環境関連の教育・訓練を実施している	5	0	
	22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5	0	
	23. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5	0	
<b>(4)合計得点</b>				

**補足説明：(4)環境保全活動に関する項目について**

- 外部認証取得済みでも、(4)の評価をお願いする場合があります。

**(5)ランク判定**

評価結果		評価点(点数は(2)と(3)と(4)の合計)	ランク
ランク	総得点		
		170点 または (1)外部認証項目が YES	S
		155点 ~ 170点未満	A
		100点 ~ 155点未満	B
		50点 ~ 100点未満	C
		50点未満	D

発行元  
東芝 I T コントロールシステム株式会社  
調達部 調達担当